



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

発行人 会長 梅原 祐治



新年あけましておめでとうございます



皆様におかれましては、令和4年元旦を新たな思いでお迎えのことと存じます。

昨年は、一昨年に続き、新型コロナウイルスが世界を席卷した年でした。人の往来が制限され、経済は疲弊して、われわれ中小零細事業者にとっては、事業の存亡が掛かった受難の年でした。

そのような中で、明るいニュースも沢山ありました。その年の世相を漢字一文字で表す師走恒例の「今年の漢字」が12月12日の漢字の日に発表され、「金」に決まりました。

コロナ禍で開催された東京オリンピック・パラリンピックで日本人選手が多数の「金」メダルを獲得したほか、大谷翔平選手が米大リーグのMVPを満票で受賞するなど、リアル二刀流でシーズンを通して活躍。さらに松山英樹選手の日本人初のマスターズ制覇、藤井聡太棋士の最年少四冠達成など、国内外でこれまで成し得なかった多くの「金」字塔が打ち立てられました。

受難の「令和」は、コロナ禍の中においても、「明るい明日を信じて」進んでいきます。

本年が、会員みなさま一人一人にとって、コロナ禍を克服して、健康で、幸せな年になりますようお祈り申し上げます。

令和4年 元旦

主な国税の申告期限及び納期限等について

税金等の種類	申告期限及び法定納期限	振替納税の振替日
申告所得税(令和3年分確定申告)	令和4年3月15日(火)	令和4年4月21日(木)
消費税及び地方消費税(個人事業者の令和3年分確定申告)	令和4年3月31日(木)	令和4年4月26日(火)
贈与税(令和3年分確定申告)	令和4年3月15日(火)	—

【ご注意】

- ・申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。
- ・振替納税を利用するには、あらかじめ納期限までに所轄の税務署又は預貯金先の金融機関に口座振替依頼書を提出する必要があります。
- ・転居等により所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続きが必要となります。
- ・確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、原則として法定申告期限から5年以内に「更正の請求」を行ってください。

※新型コロナウイルスの影響によっては期限等が変更になる場合があります。

市町村から償却資産税の申告書が届いていませんか？

償却資産とは、事業者が所有する構築物・機械・工具・器具・備品等の事業用資産をいい、土地や家屋と同じように固定資産税(=償却資産税)が課税されます。

上記に該当するものを所有している方には、市町村(区役所)から申告書が送付されます。忘れずに申告を行ってください。

当会では、手数料2,200円で償却資産税の申告書の作成を代行いたします。

償却資産(固定資産税)申告期限

令和4年1月31日(月)

電子データ保存義務、2年間の“猶予”へ

『青色だより12月号』に掲載した令和4年1月1日開始予定の「電子データで受け取った書類の電子保存義務化(紙での保存不可)」について、2年間の猶予期間が設けられることが、12月10日に公表された与党税制改正大綱の中で明らかになりました。

施行目前の発表に戸惑うばかりですが、2年後から始まることには変わりありません。この2年間に準備を進めておきましょう。

前納で節約! 賢く節税! 国民年金の前払い制度

国民年金には保険料が割り引かれる前納制度があります。制度自体はご存知の方も多いかと思いますが、前納区分には6カ月・1年・2年があり、今回は2年前納を希望する場合を中心に紹介させていただきます。

○ 前納した場合の国民年金保険料及び割引額 (口座振替の場合) (令和3年度分参考)

	6カ月前納	1年前納	2年前納
令和3年度分保険料額 ()内は毎月払した場合からの割引額	98,530円 (1,130円)	195,140円 (4,180円)	382,550円 (15,850円)

◎現金納付やクレジット払いをした場合は金額が若干高くなりますが、ほぼ同じです。

○ 2年前納を希望する場合の申請方法

・ 口座振替の場合

2月末日までに、「国民年金保険料口座振替納付 (変更) 申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」※に必要事項を記入のうえ、指定口座の金融機関窓口か年金事務所へ提出。4月分から翌々年の3月分までの保険料が、指定口座より4月末日に引落とされる。

・ クレジット払いの場合

2月末日までに、「国民年金保険料クレジットカード納付 (変更) 申出書」※に必要事項を記入のうえ、年金事務所へ提出。(クレジットカード会社によっては、カード会社のポイントが付くところと付かないところがあります。ご確認ください。)

・ 現金納付の場合

2月1日から3月末日までの間に、「国民年金保険料2年前納納付書発行事前受付申出書」※に必要事項を記入のうえ、年金事務所へ提出。提出後、納付書が届くので、4月末日までに納付。

※書類は年金事務所、金融機関 (ただし口座振替の場合のみ)、日本年金機構HP からのダウンロードにより入手可能です。

前納は保険料が安くなるという意味でもオススメです。前納した保険料は、全額を支払った年の社会保険料控除とするか、各年分の国民年金保険料を毎年の控除とするかを選択することができます。年が明けたばかりですが、年末になって「今年分としてたくさん控除が欲しい!」と思っても手続きが間に合いません。検討をお考えの方はご参考ください。

医療費控除に関するお知らせ

医療費控除を受ける方は、同封している医療費明細書に集計・記入のうえ、明細書のみをお持ちください。税制改正により、**医療費の領収書は当会に持参いただく必要はなくなりました。**ただし、税務署から求められた場合には提出または提示する必要がありますため、5年間の保存をお願いいたします。

なお、ブルーリターンAの医療費ツールを利用して、医療費の明細書を作成することも可能です。ダウンロード方法や使い方を記載したリーフレットを同封しておりますので、ご利用ください。

会費のご入金

ありがとうございました!

当会の会費を12月27日(月)にご登録の口座より振り替えさせていただきました。ご協力ありがとうございました。通帳への印字は『CSS』又は『シーエスエス』(一部の金融機関は別途)となっております。なお、口座残高不足で振替不能の方や口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お早めにご持参またはお振り込みによりご入金をお願いいたします。

今月以降の
行事予定

行事予定日	行事内容
1月5日(水)~ 1月7日(金)	年末調整集合相談会 (無料)
1月20日(木)	源泉所得税納付期限 (納期の特例適用者)
1月31日(月)	給与支払報告書・償却資産税申告書の提出期限
3月16日(水)	事務局はお休みさせていただきます

ふくおかNEWS

メール: info@aoiro-f.com
H P: http://aoiro-f.com/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

休刊のお知らせ

毎年1月から3月は決算・申告時期のため繁忙期に入ります。誠に勝手ながら、この『青色だより』の発行は、3月までの間(2月号から4月号まで)お休みとさせていただきます。次回は、機関紙(全国紙)の2・3月号のみを2月にお届けいたします。どうぞご了承ください。